

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25285024

研究課題名(和文) 少年刑事事件の総合的研究—少年の地位・責任の理論的・実務的研究

研究課題名(英文) A Comprehensive Study on Juvenile Criminal Cases: Practical Study on the Status and Responsibility of Juvenile

研究代表者

廣瀬 健二 (HIROSE, kenji)

立教大学・法務研究科・教授

研究者番号：80409549

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,300,000円

研究成果の概要(和文)：刑事司法における少年の地位・特則について、北欧、スイス、英、米、台湾における比較法制的な調査、日本の少年院・少年刑務所等の調査、少年刑事事件の裁判傍聴、研究会等における討議・検討などの研究を行った。

その結果、少年に対する保護教育の観点から、少年裁判手続への専門家の関与、手続の公開制限、刑罰の多様化・内容充実の必要性、少年犯罪対策の観点から、特に重罪における刑事処分の活用、行為と刑の均衡確保の合理性が確認された。この保護教育と犯罪対策の調和を図るため、重大犯罪と一般的な犯罪に対する調査・裁判・処遇の各段階における区分、少年事件を扱う多数の機関の統合(有機的かつ実効的な連携確保)が望まれる。

研究成果の概要(英文)：This research project focuses on the status and special provisions for juvenile in the criminal justice system. Research methods include: comparative study in Nordic, Switzerland, UK, US, and Taiwan; hearing of juvenile cases; discussion in the study group.

We found following suggestions. In terms of paternalistic education for juvenile, participation of specialists to juvenile procedure, limited public access in juvenile criminal trial, and diversification and enrichment of punishment are important. On the other hand, with respect to public safety, choice of criminal procedure (especially in serious case), securing proportion between crime and punishment are reasonable measure to handle juvenile criminal case. To balance between paternalistic education and public safety, serious case and ordinary case should be treated differently in examination procedure, trial, and correctional treatment. Several institutions which deal juvenile case should be integrated, substantially cooperated.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑事法学 少年法 保護処分 刑事処分

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 少年刑事事件の研究の不十分さ

我が国の少年法においては、その1条で健全育成を謳っていることもあって、保護処分を原則とし刑事処分を例外、極小化するような解釈・運用が確立している。このため、刑事処分の意義・効果についての積極的な議論が不活発で刑事処分についての規定の具体的な解釈・検討も不十分であった。また、少年刑事事件の捜査・公判において少年に関係する規定の解釈・運用についての検討も不十分な状況である。

これは、少年刑事事件については、本来必要である少年法・刑法・刑事訴訟法・刑事政策等の各分野の研究者及び刑事・少年・矯正・保護等の実務家が相互に連携し総合的な知見を活用して対応することの不十分さの帰結と思われる。

### (2) 少年刑事事件の重要性の高まりと解釈運用の適正化の必要性

しかし、最近、少年刑事事件の重要性は高まっている。すなわち、2000年の改正によって原則逆送制度が導入され、制度的に少年に対する刑事処分選択の可能性が高まり、刑事公判・量刑等の問題点が顕在化されたこと、同改正及び2008年の改正によって、被害者の意見聴取、審判の傍聴等、被害者への配慮規定が導入・拡充されていること、少年に対する刑の引き上げが予定されていること（本研究開始後2014年に改正実現）など、少年法における刑事処分の規定が実体法・手続法双方において拡充・検討されている。このような法改正の動向に対応して、少年刑事事件についての解釈・運用を適正化し、あるべき少年法制を追求していくためには、少年法における刑事処分に関する規定の解釈・運用方法・制度の在り方等について理論的・実務的観点から総合的な検討を加える必要がある。

## 2. 研究の目的

本研究は、刑事司法において少年が成人と異なる特別の扱いを受けることの根拠と意義について、犯罪の認定・処分選択・刑の量定・少年の処遇という手続に沿って理論的観点及び実務的観点をも踏まえた考察を行い、刑事責任年齢の根拠付け、刑事処分選択の基準（保護処分との関係）、刑の量定基準と少年に対する刑、少年刑務所等における処遇、少年事件における被害者の地位の捉え方などの諸問題に検討を加えることによって、少年刑事事件の基本理念・解釈基準を提示し、少年刑事事件に関する法改正への提言を行うことを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) 以下(2)～(4)に記載のとおり、文献調査、海外調査、国内調査を、元実務家（裁判官）で研究者である研究代表者が実務家（弁

護士、元検察官）である研究協力者の協力を得て、実務的な観点の調査から行うと共に、研究者である研究分担者が、各専門である刑事実体法、刑事手続法、刑事政策の各分野を分担して行い、その結果を踏まえて、研究代表者が全体を統括調整しつつ、討議検討等の研究、結果報告等を行った。

(2) 文献調査については、本研究テーマに関する国内外における議論・研究結果を調査・確認するとともに、海外、国内における現地調査の前提となる準備等を行った。それらを踏まえて、各現地調査についての調査・質問事項をできるだけ事前に作成して調査先に送付した。

(3) 海外調査は、下記の各地区を訪問して行った。訪問地区は、スウェーデン（ストックホルム及びその近郊、ウプサラ及びその近郊）、スイス（チューリッヒ及びその近郊、フリブル、ジュネーブ等）、台湾（台北、高雄、台南、新竹、士林）、ノルウェー（ベルゲン及びその近郊）、デンマーク（コペンハーゲン、オーデンセ及びその周辺）、アメリカ（ワシントンDC及びその近郊、メリーランド）、イギリス（イングランド＝ウェールズ：ロンドン及びその近郊、フェルザム、ケンブリッジ、ヨーク、ブリストル、ポーツマス、フェアハム、ウィンチェスター）であり、その訪問先は、各地区の大学（研究所）、裁判所、法律事務所、刑事・少年関係施設、地方自治体等である。各地区において少年・刑事事件の裁判・審判の傍聴、関係施設の視察・参観、刑事法・犯罪学・刑事政策等の研究者、裁判官、検察官、弁護士、施設関係職員、立法・行政担当者等からの聞き取り調査、面談討議などを行った。

(4) 国内調査については、東京地方裁判所、東京家庭裁判所、横浜地方裁判所の各施設見学、刑事事件の法廷傍聴、裁判官・家庭裁判所調査官等との面談・討議、名古屋地方裁判所岡崎支部における少年刑事事件（裁判員裁判）の法廷傍聴を実施した。また、帯広少年院、北海少年院、紫明女子学院、東北少年院、青葉女子学園、関東医療少年院、愛光女子学園、神奈川医療少年院、川越少年刑務所、網走刑務所等の矯正施設の参観・視察を行い、各関係職員からの聞き取り調査、面談討議をしたほか、北海道家庭学校の見学、関係職員からの聞き取り調査、面談討議を行った。また、研究会、学会等に参加して報告、研究討議を行った。

## 4. 研究成果

(1) 刑事司法における少年の地位・特則について、上記のとおり、北欧諸国、スイス、イギリス（イングランド）、アメリカ、台湾における比較法制的な調査研究、日本の裁判

所、少年院、少年刑務所等の見学・調査、少年刑事事件の裁判傍聴、研究会等における研究者、実務家等との討議・検討などの研究を行った結果、下記(2)～(8)の諸点が確認できた。

(2) 少年に対する保護・教育的な特則

少年は、人格の発達途上で精神的に未成熟であり、可塑性に富み、改善更生の可能性（教育可能性）が成人よりも高いことなどから、諸外国において、その方法・程度に差異はあるが、制裁・懲罰よりも教育的・保護的な対応によって改善更生を図るという考え方が大勢であり、そのために刑事裁判手続、刑罰等に保護・教育的な特則（修正）が活用されている。

(3) 少年手続への専門家の関与

少年が犯罪や問題行動に至る問題点を正確に解明し、最も有効な措置をとるため、心理学、教育学、社会学、医学等の専門性を有する者が少年事件の手続に関与し、少年の犯罪・非行の原因となった問題点を調査して解明し、少年の改善更生のための最適の処分を検討し、手続や処分の在り方に関して専門家としての意見を述べ、それが処分決定等の重要な資料として活用されている。

(4) 手続の公開制限

諸外国では、少年の改善更生のために、その情操を保護し、本人の資質や家庭内の深刻な問題などプライバシーに深く関わる事項に触れること、ラベリングの回避などのため、少年の審判・裁判等の手続においては、成人の刑事裁判の公開原則とは異なり、非公開、公開制限の措置が、法定され、あるいは、裁判官の裁量判断によって行われている。

(5) 処遇の有効性の実証的検証－刑罰・処分の多様化・内容の充実

各国で差異はあるが、犯罪少年に対する刑罰・処分は、成人に比してより教育的なものとされていることは共通している。全般的に、処分による処遇効果（再犯率、更生状況等）の実証的な研究、脳科学の成果（衝動抑制機能の発達段階）などを基礎として、拘禁・施設収容処分を極小化し、社会内処遇を多様化、充実させる傾向が明らかである。その中でも犯罪被害者に関しては、その心情の少年への伝達、処遇に関する意見を述べる機会付与、その意見・要望等の処分の決定、執行の在り方等への反映（例えば、損害の回復・修復等の措置など）などの配慮がなされている。

(6) 刑事処分の位置付け－行為と刑の均衡

生命侵害犯などの重大凶悪事犯については、犯罪対策、すなわち、犯罪に対する応報、被害感情・正義感情の満足等の観点から、成人同様の刑事裁判手続において、少年の権利を保障しつつ、相当長期間の拘禁刑等も科さ

れており、犯罪行為の重大性と刑の均衡が重視されている。

(7) 年齢・犯罪の軽重による調査・裁判・処遇の各段階における区分

上記のように、犯罪の軽重に応じて、重大犯罪については、応報的観点に基づく責任追及、犯罪被害者への配慮・正義感情等への要請が優先される一方、一般の少年犯罪については、損害の修復・被害回復への配慮も含む教育的処分（例えばイギリスの修復命令、監督命令、拘禁訓練命令）、北欧の仮釈放の弾力的な運用等、少年の改善更生のために、教育・処遇の実効性が追求されている。また、少年の年齢（年少・年長等）に応じた手続・処分の区分も設けられている。

(8) 少年事件を扱う多機関の有機的かつ実効的な連携

犯罪を犯す少年は本人の問題性に加えて、その環境の影響も大きく受けるものである。成長発達に即応して様々な問題に直面する。また、犯罪や問題行動を起こしてしまい、そこから立ち直る際にも様々な障害を克服していく必要がある。更に、本人や保護者等の問題は、家庭、医療、福祉、教育等の総合的な支援が必要な場合が少なくない。従って、少年犯罪の防止、犯罪少年の立ち直りを図るには、このような本人及びその保護者等の関係者の問題に十分対応できる体制が必要かつ有効である。そのためには、警察、学校、福祉機関、市町村等の機関の連携が必要であり、しかも、少年の年齢・生育状況に応じた縦断的かつ継続的な指導監督、支援等への関与が必要かつ有効である。このような要請に応えるため、北欧諸国では、地方自治体の少年関係の専門家が中心的な機関となつて、少年の生育段階に応じて生起する諸問題（育児、虐待、家族、貧困、就学、就労等）に対応しており、非行・犯罪もその一環として扱われている。犯罪少年については、その原因調査を行うと共に、警察、検察、裁判所の手続に関与し、処分・措置に関する意見を述べ、処分の執行にも関与し、これらの手続の進行中のみならず、処分終了後も少年の立ち直り、成長のために、施設収容も含む支援等に必要な措置を行っている。イギリスでは、警察、保護観察機関のみならず、教育、医療、福祉等の専門家が各所属機関から出向して少年犯罪対策チームを構成し、犯罪少年の非行・犯罪の原因調査、審判への関与・意見具申、社会内処遇等の執行への関与などを行っている。スイスでも同様な機関連携がみられ、それぞれ有効に機能している。

(9) 我が国の少年刑事事件の基本理念・解釈基準について

我が国の少年法は、その1条で少年の健全育成を掲げ、保護教育主義がとられている。一方、犯罪少年に対する刑事処分については、

その前提となる検察官送致の要件として「罪質及び情状」があげられているだけであったため(20条)、刑罰(刑事処分)は保護処分に対して例外的なものと解され、十分な議論もなされないまま、交通関係事件を除いた一般事件では刑罰を極力回避するような運用が行われてきた。2000年の改正により、犯行時16歳以上の少年による故意の致死事件については、刑事処分が原則とされ(原則逆送・20条2項)、以降、従前よりは議論がなされているものの、上記のような犯罪と刑罰の均衡を重視するという考え方は不十分といわざるを得ない。

今回の調査研究結果に照らすと、少年であっても、犯した犯罪の重大性や年齢に応じた贖罪・応報等の観点は軽視しがたいこと、犯罪被害者の被害感情や一般市民の正義感情等に応え、社会の信頼・理解を相応に得ることは少年に対する保護教育主義を維持するためにも重要であることが明らかである。従って、少年刑事事件については、少年の改善更生のための処遇の有効性の観点のみならず、犯罪と刑罰の均衡保持の観点も重要である。特に重大凶悪な犯罪については、行為・結果と刑罰の均衡への配慮が重視されるべきであるが、一般の犯罪については、少年の改善更生のための処遇の有効性の観点を重視した刑罰の選択、内容の充実・改善が求められるべきである。このような刑罰の位置付けに基づいた刑事処分の選択が目指されるべきである。

#### (10) 少年刑事事件に関する法改正への提言

上記の諸国のように、少年の情操を保護し、より有効適切な裁判のため、刑事裁判手続の特則として、手続の公開制限、専門家の関与ができるように改善すべきである。なお、少年犯罪者の改善更生、再犯防止のためには、その捜査、調査、審判、処分執行、予後の全般を通じてその問題性に即応した専門家の関与・支援が得られることが望ましいので、専門的な機関の創設が理想であるが、関係機関の恒常的かつ充実した連携が図れるような組織的な活動が目指されるべきである。

また、上記のような刑事処分の位置付けに対応できるように、年齢、犯罪の軽重に応じた手続、処分の区分が必要である。一定の重罪については、上記原則逆送制度、2014年の改正による刑の引き上げ等が行われているが、調査、審判の手続についても少年の年齢や犯罪の重大性に応じた区分を設けることが必要である。

更に、少年犯罪の大半を占める一般犯罪に対しては、現在の刑罰の種類・内容(罰金、懲役・禁錮の実刑・執行猶予)では少年の改善更生に有効な選択を行うことは困難である。保護処分では賄えない少年に対しては、責任をとらせつつ、改善更生により資する処分として、修復命令、監督命令、拘禁訓令命

令等のように、社会内処遇を充実させ、また、施設内処遇と社会内処遇の連携を一層強化する改革を断行すべきである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計12件)すべて査読無し  
松澤伸、デンマークにおける少年犯罪への法的対応、立教法務研究、9号、2016、159-172

柑本美和、少年法と児童福祉法、立教法務研究、9号、2016、201-232

津田雅也、少年法における「犯罪対策の要請」と「保護・教育の要請」の調和についての予備的考察、立教法務研究、9号、2016、233-247

成瀬幸典、犯罪被害からの子供の刑事法的保護に関する考察序論、立教法務研究、9号、2016、173-199

佐藤隆之、少年につき禁錮以上の刑に当たる罪として家庭裁判所から少年法20条1項の送致を受けた事件をそれと同一性が認められる罰金以下の刑に当たる罪の事件として公訴を提起することの許否、立教法務研究、9号、2016、409-425

廣瀬健二、海外少年司法制度—北欧の一部報告、刑政、126、2015、16-25

廣瀬健二、海外少年司法制度(2)—台湾の刑事・少年法制について、立教法務研究、8号、2015、17-59

廣瀬健二、改正少年院法・少年鑑別所法の成立と少年矯正、罪と罰、52、2015、40-52

廣瀬健二、台湾の刑事・少年法制について、司法法制部季報、136号、2014、15-31

廣瀬健二、少年法27条の2第2項による保護処分取消事由である「審判に付すべき事由の存在が認められない」の意義及び同条による保護処分取消申立事件における非行事実認定手続の在り方、判例時報、2202号、2014、190-194

廣瀬健二、少年事件における事案の真相解明、立教法務研究、7号、2014、1-24

廣瀬健二、付添人の役割と課題、総合法律支援論叢、3号、2013、1-26

〔学会発表〕(計6件)

津田雅也、少年法における刑事処分の位置付け、日本刑法学会仙台部会(第24回)、

2016年3月19日、東北大学(宮城県仙台市)

廣瀬健二、北欧諸国、アメリカの少年法制の動向について、日本更生保護学会第4回、2015年12月6日、慶應義塾大学(神奈川県横浜市)

廣瀬健二、後藤弘子、武内謙治、木村敦、少年院法改正と健全育成、日本刑法学会第93回大会、2015年5月24日、専修大学(東京都千代田区)

佐藤隆之、判例報告-最判平成26・1・20刑集68・1・79(少年送致事件を檢察官が起訴できる事件の範囲について)、東北大学刑事法判例研究会、2014年10月26日、東北大学(宮城県仙台市)

廣瀬健二、津田雅也、スウェーデンの少年司法、日本刑法学会仙台部会、2014年3月8日、東北大学(宮城県仙台市)

松澤伸、ペッター・アスプ、トーマス・エルホルム、日本・デンマーク・スウェーデンの刑事法、日本刑法学会仙台部会、2014年3月8日、東北大学(宮城県仙台市)

〔図書〕(計2件)

津田雅也、信山社出版、少年刑事事件の基礎理論、2015、322

川端博ほか編、松澤伸、成文堂、理論刑法学の探究8、2015、225-247

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

廣瀬 健二 (HIROSE, Kenji)  
立教大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：80409549

(2) 研究分担者

成瀬 幸典 (NARUSE, Yukinori)  
東北大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授  
研究者番号：20241507

佐藤 隆之 (SATO, Takayuki)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：30242069

松澤 伸 (MATUZAWA, Shin)  
早稲田大学・法学学術院・教授  
研究者番号：20350415

柑本 美和 (KOUJIMOTO, Miwa)  
東海大学・法学実務研究科・准教授  
研究者番号：30365689

津田 雅也 (TSUDA, Masaya)  
静岡大学・人文社会科学部・准教授  
研究者番号：80633643

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：